

砕粒等(ふるい下米を含む)表示に関する関係者意見一覧

| No. | 業者種類 | 砕粒等(ふるい下米を含む)表示の義務化について |
|-----|--------|--|
| 1 | 米穀卸売業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○全個検査は不可能。サンプル品の数値を使用するしかないが、運搬等で割れてしまうことも考えられることから、商品からサンプルの数値以上のものが検出される可能性があり心配。騙すつもりはないのに違反となってしまうことも考えられる。そもそも工業製品ではないので、〇%ごとに表示するのは難しい。事業者が実施できるものでない意味がない。 ○仮に上限の数値を〇%と決めた場合に、逆に〇%までは入れていいとならないか。 ○米袋の透明化: 業者から安い袋の要望。消費者に商品をよく見てもらおう。 ○砕米の含有率を表示させるのではなく、「低品位米」という表示でもよいのではないか。 ○消費者から砕米が多いとクレームがくることもあるが、砕米の定義について説明している。 |
| 2 | 米穀卸売業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○「米穀の品質表示ガイドラインの規格に基づいた商品」というような表示なら可能だが、具体的な数値を示すのは難しい。 ○全袋検査は無理なので、代表サンプルの数値を提示することになってしまう。 ○シールの使用については、剥がれてしまったり、剥がされてしまうことがあり考えていない。 |
| 3 | 米穀卸売業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○現状では砕米を表示する装置を持っていない。現在、精米工業会で決めている基準があるから、わざわざ基準を決めて表示させなくてもいいのではないか。砕米を他社から購入して商品に使用していないし、当社からでた砕米を入れてもいない。 |
| 4 | 米穀卸売業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○現在、自社基準で実施しており問題ない。 ○砕米が多いというクレームはない。 ○米屋が2~3等の米をとう精すれば10~20%の砕米が入る可能性はある。また、とう精工場によってあみ目の大きさやふるいの数が違う。ただし、わざわざ砕米を混入させることの方が大変だし、とう精ラインの中にすでにとう精された米を混入させるための装置はない、入れたとしてもふるいから落ちてしまう。 ○砕米を混ぜなくとも品種銘柄によっては玄米をとう精すると砕米が多くでるものがある。また、新米の出回る前の6~7月の古米は品質が劣化しているものがあるため匂いをとるために強めにとう精する。 |
| 5 | 米穀卸売業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ロット毎に数値が異なるため表示することは難しい。 ○製品としての精米基準をしっかりと決めておけば表示しなくていいのではないか。 |
| 6 | 米穀卸売業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○全袋検査は無理なので、代表サンプルの数値を提示することになってしまう。 ○シールの使用で対応できたらと考えている。 |

砕粒等(ふるい下米を含む)表示に関する関係者意見一覧

| No. | 業者種類 | 砕粒等(ふるい下米を含む)表示の義務化について |
|-----|--------|---|
| 7 | 米穀小売業者 | ○砕米の含有率は、1%からで表示した方がよい。私自身はできるだけ0にしたい。 |
| 8 | 米穀小売業者 | ○砕米の含有率を○%と認めることは不明瞭である。見分けがつかないのだから悪いことをする芽は摘むべき。消費者が知らないで悪い米を買うことを防ぐには、ふるいから落ちた米はくずとして主食にならないように法律で決めるべきではないか。 |
| 9 | 米穀加工業者 | ○砕米については、品質管理で自主基準5%と設けてやっているが、玄米から製品になる過程において2~3%は入ってしまう。 ○仮に砕米8%と設定した場合に8%までは入れていいことにならないか。 |
| 10 | 米穀加工業者 | ○安い価格の米を求めている消費者が多いという現実も考慮に入れてもらいたい。例えば○%以下とかにすると、○%ぎりぎりまで混ぜる業者も考えられることから、1.0mm下の砕米は混入させてはいけない等の明確な規格が必要である。ただ、残留してしまう部分がどうしてもあるので、その辺りは考慮してもらいたい。ふるい目を基準にするのもいいと思う。(1.0mmのふるいを2回通せとか。) |
| 11 | 米穀加工業者 | ○加工用が中心であり、当社の販売に影響はないが、表示の義務化をすることによって、その数字上限まで加えてもよいとの「お墨付き」を与えることになって、かえって砕粒などを混入する業者が増えるのではないか。実際に管理していれば、5%などと高い数値にはならないし、精米の砕粒が10%となる場合は、中米用などを混ぜているのではないか。 ○シールを貼ることについては、誤魔化しているように思われてしまう。 ○砕米は、食味に影響するので入っていないほうがよいと思う。仮に納入先から低価格米の要望があった場合は、未検査米や規格外の米を合わせて使えば安くできる。砕米を混入して価格を抑えるような方法はとらない。 |

砕粒等(ふるい下米を含む)表示に関する関係者意見一覧

| NO. | 団体名 | 砕粒等(ふるい下米を含む)表示の義務化について |
|-----|----------------|---|
| 12 | 全国米穀販売事業共済協同組合 | <p>米穀卸売業者は、原料米穀の品位・品質に応じてとう精、調製・選別に工夫を凝らし、一定品質以上の商品を製造しており、原料米穀の品位・品質が必ずしも製品の品質に直結するものではない。</p> <p>したがって、消費者の商品選択に資する表示情報としては、原料米穀の品位・品質情報ではなく、商品である米穀そのものの品質情報を提供すべきであり、「その商品の品位が一定の基準に達しない場合にその旨の表示を義務化する」ことを提案する。</p> <p>なお、ふるい下米は、必ずしもその旨の表示が付されて流通しているわけではなく、かつ、それを原料として用いているか否かと使用率を目視で判断することは不可能であるので、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化したとしても、その実効性確保は極めて困難である。</p> |
| 13 | 日本米穀小売商業組合連合会 | 意見なし。 |
| 14 | 全国米穀工業協同組合 | <p>米は品種により粒形が異なり、産地によってもふるい目の設定が異なっています。また、産年により状況が違ってきます。精米段階での精選だけで議論できる問題ではないと考えられます。米の食味はふるい目の差でそれほど大きく変化するものではないし、様々な嗜好に対応する価格の精米を供給できることは、消費者の購入選択の幅が広がることとなります。精米は袋が透明になっており、内容を観察し価格と照らし自ら判断し購入することが可能になっています。</p> |
| 15 | 全国農業協同組合連合会 | <p><平成23年11月および平成23年4月に提出した意見書をベースとした意見></p> <p>○現在の「玄米及び精米品質表示基準」においては、いわゆる「ふるい下米」の使用にかかる表示義務がない。このため、相当量のふるい下米が玄米及び精米の原料として流通しているものと想定され、品質・食味の低下を招いている。</p> <p>また、「ふるい下米」の使用実態を明確化することは、消費者選択の一助となる。</p> <p>したがって、ふるい下米使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化すべきである。</p> <p>なお、ふるい下米の太宗は農産物検査を受検していないため、産地、産年及び品種の表示は不可とすべきである。</p> |

砕粒等(ふるい下米を含む)表示に関する関係者意見一覧

| NO. | 団体名 | 砕粒等(ふるい下米を含む)表示の義務化について |
|-----|---------------|---|
| 16 | 主婦連合会 | <p>複数原料米には「ふるい下米」が混入される場合が相当多くありますが、現行のJAS法精米表示基準にはふるい下米に関する規定がないため、混米が野放しになっています。</p> <p>ふるい下米は農産物検査で規格外以下に相当する品位のコメであり、消費者にとっては食味の劣るふるい下米が商品に混米されても外観から判別することが不可能など多くの問題を抱えています。その一方で、低価格米を求める声に応えるとの名目で安いふるい下米を格上げ混米する一部の米流通業者にとっては不当な利益の温床となっています。</p> <p>このように現行の「複数原料米」表示は消費者にとって正しい情報にもとづく選択権の保障が担保される制度にはなっておらず、不利益をもたらすものと思われます。</p> |
| 17 | 全国地域婦人団体連絡協議会 | <p>品質の悪い米が知らないところでブレンドされ、消費者にわからないことが問題であり、ブレンドされていることを何かしら表示すべきと考える。情報提供されたうえで、消費者は商品選択をしたい。</p> |
| 18 | (財)日本穀物検定協会 | <p>ふるい下米使用の表示などに関する要望があるのは、現行の玄米及び精米品質表示基準において精米それ自体の品位に関する表示(情報)がないことが原因であると考えます。</p> <p>したがって、例えば、JAS法に基づく精米の品位基準を設定し、その基準を満たすものについてはその旨の表示を認める等の措置がとられれば、低品位の精米との区別が可能になり、消費者の適切な商品選択に資することになると考えます。</p> |